

複数市町で営農する

認定農業者の手続が簡単になります！



複数の市町で農業を営む農業者の場合は、市町に代わって**滋賀県または国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。（2020年4月から実施）

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに滋賀県または国への認定申請を行う必要はありません。

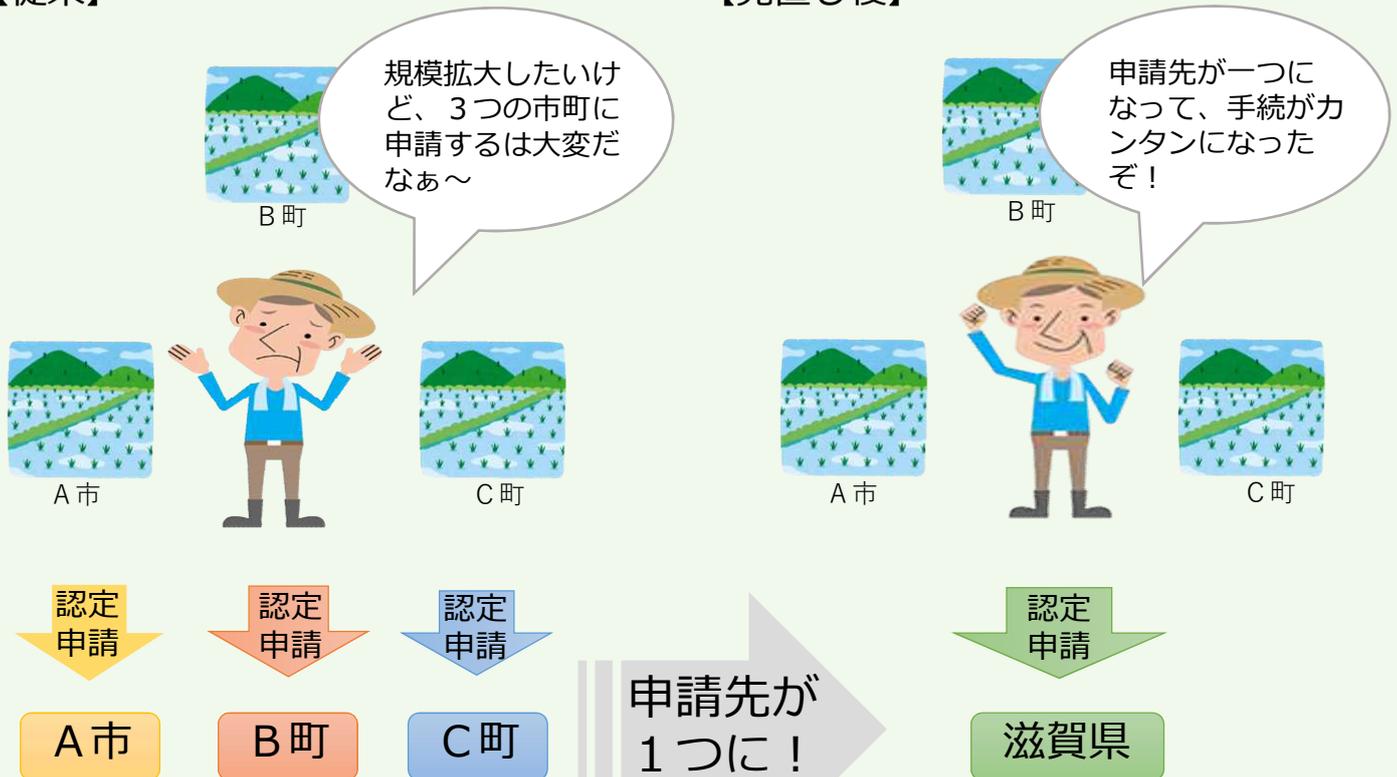
国・滋賀県認定が始まります！

従来、複数の市町で営農する場合は、それぞれの市町に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶ 滋賀県のA市・B町・C町で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】

【見直し後】



国・滋賀県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町にまたがる場合、

- ・滋賀県内のみに存する場合は滋賀県知事
- ・複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長または農林水産大臣）

に認定を申請することになります。

（農業経営を営む区域が単一市町の範囲内の場合は、従来どおり市町長に認定を申請します）

【認定申請先】

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町の区域内		市町長
複数市町にまたがる	滋賀県内のみ	滋賀県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続きも可能になります！

2020年4月から電子申請手続きが始まり、オンラインでの申請が可能になります。

※国・滋賀県認定の電子申請手続きを2020年4月から開始し、順次、市町認定申請も可能となる予定です。

お問い合わせ先

お問い合わせ先	住所 電話番号
滋賀県農政水産部 農業経営課地域農業戦略室	〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号 TEL:077-528-3845
大津・南部農業農村振興事務所農産普及課	〒525-8525 草津市草津3丁目14番75号 TEL:077-567-5412
甲賀農業農村振興事務所農産普及課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 TEL:0748-63-6126
東近江農業農村振興事務所農産普及課	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 TEL:0748-22-7715
湖東農業農村振興事務所農産普及課	〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL:0749-27-2213
湖北農業農村振興事務所農産普及課	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 TEL:0749-65-6613
高島農業農村振興事務所農産普及課	〒520-1621 高島市今津町今津1758 TEL 0740-22-6025